

学校旅行総合保険

改定前	改定後																		
<p style="text-align: center;">学校旅行総合保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 基本条項</p> <p><用語の定義></p> <p>(1) この保険契約に適用される普通保険約款（これに付帯された特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) この保険契約に適用される普通保険約款等における法令は、それぞれ次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="text-align: center;">法令（公布年／法令番号）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さ</td> <td>災害救助法（昭和22年法律第118号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">と</td> <td>道路交通法（昭和35年法律第105号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">へ</td> <td>弁護士法（昭和24年法律第205号）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>		法令（公布年／法令番号）	さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）	と	道路交通法（昭和35年法律第105号）	へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）	<p style="text-align: center;">学校旅行総合保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 基本条項</p> <p><用語の定義></p> <p>(1) この保険契約に適用される普通保険約款（これに付帯された特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) この保険契約に適用される普通保険約款等における法令は、それぞれ次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="text-align: center;">法令（公布年／法令番号）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">か</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さ</td> <td>災害救助法（昭和22年法律第118号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">と</td> <td>道路交通法（昭和35年法律第105号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">へ</td> <td>弁護士法（昭和24年法律第205号）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>		法令（公布年／法令番号）	か	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）	と	道路交通法（昭和35年法律第105号）	へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）
	法令（公布年／法令番号）																		
さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）																		
と	道路交通法（昭和35年法律第105号）																		
へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）																		
	法令（公布年／法令番号）																		
か	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）																		
さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）																		
と	道路交通法（昭和35年法律第105号）																		
へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）																		

改定前	改定後
<p>別表3 感染症</p> <p>第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)③、同章第3節海外疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②および第3章学校条項第3節弔慰費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②ウに定める感染症とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p>コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p>	<p>別表3 感染症</p> <p>第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)③、同章第3節海外疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②および第3章学校条項第3節弔慰費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②ウに定める感染症とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p>コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注1）（注2）</u></p> <p><u>（注1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）であるものに限り、</u></p> <p><u>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により、新型コロナウイルス感染症（注1）が同法第1章第6条第2項から第5項までに規定する感染症となった場合も対象とします。</u></p>